



環境・農水・企業常任委員会 資料5－2
令和8年（2026年）10月7日
琵琶湖環境部生物多様性保全課



Goals

変えよう、あなたと私から



第 14 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 (素案)

令和9年4月1日から

5年間

令和14年3月31日まで

滋 賀 県

1		
2	序章 はじめに	1
3	第一 計画の期間	1
4	第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項.....	2
5	1 鳥獣保護区の指定	2
6	(1) 方針	2
7	(2) 鳥獣保護区の指定等計画.....	4
8	2 特別保護地区の指定	6
9	(1) 方針	6
10	(2) 特別保護地区の指定計画.....	8
11	3 休猟区の指定	9
12	(1) 方針	9
13	(2) 休猟区の指定計画	10
14	(3) 特例休猟区の指定計画.....	10
15	4 鳥獣保護区の整備等	10
16	(1) 方針	10
17	(2) 整備計画	10
18	第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項.....	11
19	1 鳥獣の人工増殖	11
20	(1) 方針	11
21	(2) 人工増殖計画	11
22	2 放鳥獣等	11
23	(1) 方針	11
24	(2) 放鳥計画および種鳥の入手計画.....	11
25	(3) 放獣計画	11
26	第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	12
27	1 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定にあたっての共通事項.....	12
28	(1) 許可しない場合の基本的考え方.....	12
29	(2) 許可にあたっての条件の考え方.....	12

1	(3) わなの使用にあたっての許可基準.....	1 2
2	(4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る許可の考え方.....	1 3
3	(5) 鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかる捕獲許可の考え方.....	1 3
4	2 目的別の捕獲許可の基準.....	1 3
5	2－1 学術研究を目的とする場合.....	1 4
6	(1) 学術研究	1 4
7	(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	1 5
8	2－2 鳥獣の保護を目的とする場合.....	1 5
9	(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的.....	1 5
10	(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的.....	1 6
11	(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的.....	1 7
12	2－3 鳥獣の管理を目的とする場合.....	1 7
13	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的.....	1 7
14	(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的.....	1 9
15	2－4 その他特別の事由の場合.....	2 7
16	(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的.....	2 7
17	(2) 愛玩のための飼養の目的.....	2 7
18	(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的.....	2 7
19	(4) 鵜飼漁業への利用の目的.....	2 8
20	(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的.....	2 8
21	(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的.....	2 9
22	3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	2 9
23	3－1 捕獲許可した者への指導.....	2 9
24	(1) 捕獲物または採取物の処理等.....	2 9
25	(2) 従事者の指揮監督	2 9
26	(3) 危険の予防	3 0
27	(4) 錯誤捕獲の防止	3 0
28	3－2 許可権限の市町長への委譲.....	3 0
29	3－3 鳥類の飼養登録	3 0

1	3-4 販売禁止鳥獣等	3 1
2	(1) 許可の考え方	3 1
3	(2) 許可の条件	3 1
4	3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項.....	3 1
5	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項.....	3 2
6	1 特定猟具使用禁止区域	3 2
7	(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区.....	3 2
8	(2) 静穏を保持するための地区.....	3 2
9	(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区.....	3 2
10	(4) 特定猟具使用禁止区域指定計画.....	3 3
11	(5) 特定猟具使用禁止区域指定内訳.....	3 4
12	2 特定猟具使用制限区域	3 6
13	3 猟区	3 6
14	4 指定猟法禁止区域	3 6
15	(1) 指定の考え方	3 6
16	(2) 許可の考え方	3 7
17	(3) 条件の考え方	3 7
18	第六 特定計画の作成に関する事項.....	3 8
19	1 計画作成の目的	3 8
20	2 対象鳥獣の単位	3 8
21	(1) 第一種特定鳥獣保護計画.....	3 8
22	(2) 第二種特定鳥獣管理計画.....	3 8
23	3 関係都道府県との連携に関する考え方.....	3 8
24	4 計画策定年度等	3 9
25	5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	4 0
26	6 実施計画の作成に関する考え方.....	4 0
27	第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項.....	4 1
28	1 計画的な管理施策	4 1
29	(1) 捕獲等	4 1

1	(2) 生息環境管理	4 1
2	(3) 被害防除対策	4 1
3	2 適切な情報発信	4 1
4	第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	4 2
5	1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	4 2
6	(1) 鳥獣生息分布調査	4 2
7	(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査.....	4 3
8	(3) 狩猟鳥獣生息調査	4 3
9	2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査.....	4 4
10	(1) 鳥獣保護区等の指定および管理状況に関する調査.....	4 4
11	(2) 捕獲等情報収集調査	4 4
12	(3) 制度運用の概況情報	4 4
13	3 新たな技術の研究開発・普及.....	4 4
14	(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及.....	4 4
15	(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及.....	4 5
16	(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及.....	4 5
17	第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	4 6
18	1 鳥獣の保護および管理を進める行政機関.....	4 6
19	(1) 基本的な考え方	4 6
20	(2) 設置計画	4 6
21	(3) 研修計画	4 6
22	2 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材.....	4 7
23	(1) 捕獲を担う人材	4 7
24	(2) 生息環境管理、被害防除対策を担う人材.....	4 7
25	(3) 関係者との調整等を担う人材.....	4 7
26	3 鳥獣巡視員	4 8
27	(1) 鳥獣巡視員の活動について.....	4 8
28	(2) 鳥獣巡視員の任命について.....	4 8
29	(3) 鳥獣巡視員の総数について.....	4 8

1	(4) 設置計画	4 8
2	(5) 年間活動計画	4 8
3	(6) 研修計画	4 9
4	4 保護および管理の担い手の育成および配置.....	4 9
5	(1) 人材の育成および配置.....	4 9
6	(2) 研修計画	5 0
7	(3) 狩猟者の数の確保と育成.....	5 0
8	(4) 中・長期的な視点に立った、人材の育成・配置.....	5 0
9	(5) 雇用管理上の措置	5 0
10	5 鳥獣保護管理センター機能の整備.....	5 1
11	6 取締り	5 1
12	(1) 基本的な考え方	5 1
13	(2) 年間計画	5 1
14	7 必要な財源の確保	5 1
15	第十 その他	5 2
16	1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	5 2
17	2 狩猟の適正管理	5 3
18	3 傷病鳥獣救護の基本的な対応.....	5 3
19	(1) 基本的な考え方	5 3
20	(2) 対象鳥獣種等の考え方.....	5 3
21	(3) 傷病鳥獣救護の体制について.....	5 4
22	(4) 鳥インフルエンザ流行時の傷病鳥獣救護について.....	5 4
23	(5) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策.....	5 5
24	4 感染症への対応	5 5
25	(1) 高病原性鳥インフルエンザ.....	5 5
26	(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)	5 5
27	(3) その他感染症	5 6
28	5 普及啓発	5 6
29	(1) 鳥獣の保護および管理についての普及等.....	5 6

1	(2) 安易な餌付けの防止	5 7
2	(3) 猟犬の適切な管理	5 8
3	(4) 水鳥の観察施設等の整備.....	5 8
4	(5) 愛鳥モデル校の指定	5 8
5	(6) 法令の普及の徹底	5 9
6		

序章 はじめに

滋賀県は、世界屈指の古代湖である琵琶湖を擁し、その周囲に肥沃な平野が広がるとともに、周囲を山々に取り囲まれた森林に覆われており、多様で豊かな自然環境を有している。多様性に富んだ滋賀県の自然環境は、多種多様な野生鳥獣を育ており、豊かな野生鳥獣などが示す「生きもののにぎわい」ともいえる生物多様性は、私たちの生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

しかしながら、私たちが生活の利便性の向上を追求してきた中で、自然環境を犠牲にする形で地域の開発が進み、野生鳥獣の生息環境は急速に劣化、悪化しつつあるとともに、特定の野生鳥獣の増加や外来種の侵入などがもたらす環境変動により、滋賀県の生物多様性は危機的な状況にある。

加えて、国内でも、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症が発生する昨今、安全で健全な社会を守るためには、生態系に対する過剰なかく乱を防ぐ一方で、自然との適切な距離を保つことの重要性が指摘されている。

こうした背景を踏まえ、本県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）」第4条の規定に基づき、第14次鳥獣保護管理事業計画を定める。

なお、本計画では、鳥獣保護管理法に基づき、「鳥獣」とは、鳥類または哺乳類に属する野生生物をいい、「鳥獣の保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させることまたはその生息数の水準およびその生息地の範囲を維持すること、「鳥獣の管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、または鳥獣の生息地を人間の生活環境から遠ざけるなど、その生息地を適正な範囲に縮小させることを定義して使用する。

第一 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、中央に県土の1/6を占める琵琶湖があり、周囲は豊かな実りをもたらす平野と、緑深い山々に囲まれた豊かな自然に恵まれた地域で、様々な野生鳥獣が生息している。

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であることから、これまで自然公園法（昭和32年法律第161号）や滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）により保全されている地域等、鳥獣の保護上重要な地域を始め必要な地域については、鳥獣保護区の指定を推進してきた。このため、県指定鳥獣保護区指定状況は、令和8年度末現在45箇所、99,693haで、県土に占める割合は約25%と都道府県の指定する鳥獣保護区の率としては、全国1位となっている。特に、我が国最大の湖で平成5年にラムサール条約登録湿地となった琵琶湖は、水鳥の集団渡来地として世界的に重要な湿地である。これにより、各地で探鳥会や自然観察会が開かれるなど、鳥獣保護に対する県民意識の高揚に大きな効果をもたらし、鳥獣の生息・繁殖環境の維持が図られてきた。

このように県民の鳥獣保護に対する意識は高まってきている一方で、農林水産業者を中心に鳥獣による被害の増大を主張する意見も根強い。鳥獣保護区および特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

また、期間満了となる既指定の鳥獣保護区については、農林水産業等の被害状況を考慮しつつ、指定目的が失われていないものは原則として期間更新するものとする。

(指定期間)

鳥獣の生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則として20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況に応じて適切な期間を設定する。

(指定地域)

- 1) 鳥獣の生息状況、生息環境に適した地域について指定する。
- 2) 自然公園法等の制度によってまとまった面積が保護されている地域について指定する。
- 3) 自然とのふれあいの場、鳥獣の観察、保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域について指定する。
- 4) 鳥獣の移動経路を確保し遺伝的多様性を維持するため、鳥獣保護区等が県内で連続的に配置されるよう配慮して指定する。

イ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定することとし、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定または存続期間の更新等を検討する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定することとし、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼等のうち必要な地域について指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類およびコウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該当地がない。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号。以下「共生条例」という。）に基づく希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づく生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該当地がない。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域については、今後、指定の必要が生じた場合に指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地およびその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保もしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、または自然とのふれあいもしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域に指定する。

1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画
2 ア 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(B)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所		22	箇所						0						0
	面積 (ha)		15,943	変動面積 (ha)						0						0
大規模生息地	箇所		1	箇所						0						0
	面積 (ha)		5,405	変動面積 (ha)						0						0
集団渡来地	箇所		2	箇所						0						0
	面積 (ha)		72,856	変動面積 (ha)						0						0
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0						0
	面積 (ha)		1,558	変動面積 (ha)						0						0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)						0						0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		19	箇所						0						0
	面積 (ha)		3,931	変動面積 (ha)						0						0
計	箇所		45	箇所						0						0
	面積 (ha)		99,693	変動面積 (ha)						0						0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の 増減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(D)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(E)		
					0						0	0	22
					0						0	0	15,943
					0						0	0	1
					0						0	0	5,405
					0						0	0	2
					0						0	0	72,856
					0						0	0	1
					0						0	0	1,558
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0						0	0	19
					0						0	0	3,931
					0						0	0	45
					0						0	0	99,693

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
令和9年度	身近な鳥獣 生息地	湖南省吉永 鳥獣保護区	期間更新	132		132	令和 9年11月 1日から 令和19年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	安養寺山 鳥獣保護区	期間更新	96		96	令和 9年11月 1日から 令和19年10月31日まで		
	計	2箇所		228		228			
令和10年度	身近な鳥獣 生息地	長浜市横山 鳥獣保護区	期間更新	443		443	令和10年11月 1日から 令和20年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	新旭町菅沼 鳥獣保護区	期間更新	33		33	令和10年11月 1日から 令和20年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	湖南省雨山 鳥獣保護区	期間更新	120		120	令和10年11月 1日から 令和20年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	余呉町 鳥獣保護区	期間更新	954		954	令和10年11月 1日から 令和20年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	伊吹山北部 鳥獣保護区	期間更新	435		435	令和10年11月 1日から 令和20年10月31日まで		
	計	5箇所		1,985		1,985			
令和11年度	森林鳥獣 生息地	伊香立 鳥獣保護区	期間更新	485		485	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	希望が丘 鳥獣保護区	期間更新	1,106		1,106	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	湖南省三雲 鳥獣保護区	期間更新	250		250	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	布引山 鳥獣保護区	期間更新	1,145		1,145	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	想い出の森 鳥獣保護区	期間更新	328		328	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	三上山 鳥獣保護区	期間更新	222		222	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	御池岳 鳥獣保護区	期間更新	1663		1663	令和11年11月 1日から 令和21年10月31日まで		
	計	7箇所		5,199		5,199			

令和12年度	森林鳥獣 生息地	沓掛 鳥獣保護区	期間更新	340		340	令和12年11月 1日から 令和22年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	鹿ヶ瀬・黒谷 鳥獣保護区	期間更新	262		262	令和12年11月 1日から 令和22年10月31日まで		
	大規模 生息地	鈴鹿国定公園 鳥獣保護区	期間更新	5,405		5,405	令和12年11月 1日から 令和22年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	青土ダム 鳥獣保護区	期間更新	106		106	令和12年11月 1日から 令和22年10月31日まで		
	計			6,113		6,113			
			4箇所						
令和13年度	森林鳥獣 生息地	浅井 鳥獣保護区	期間更新	1682		1682	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	新旭町 鳥獣保護区	期間更新	105		105	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	集団渡来地	琵琶湖 鳥獣保護区	期間更新	72266		72266	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	甲賀 鳥獣保護区	期間更新	770		770	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	綿向岳 鳥獣保護区	期間更新	355		355	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	鎌掛 鳥獣保護区	期間更新	231		231	令和13年11月 1日から 令和23年10月31日まで		
	計			75,409		75,409			
			6箇所						

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域である。したがって、その区域の土地利用者等に土地利用上制限を課すこととなるため、この計画期間中に期間満了となる既設の特別保護地区を再指定するに当たっては、鳥獣の生息状況を調査し、土地所有者等の理解を得られるよう努めるものとする。

また、ラムサール条約登録湿地に登録されている琵琶湖については、集団渡来地として生息環境を維持していく上で、必要な地域について、指定箇所の検討を進める。

イ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽(きん)類や大型獣類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。

3) 集団渡来地の保護区

現在は該当地がない。

渡来する鳥類の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。

なお、竹生島についてはカワウの生息数がある程度減少した時期において再指定を検討する。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類およびコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該当地がない。

共生条例に基づく希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づく生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該当地がない。

保護対象となる鳥獣の移動経路が今後確認され、指定の必要が生じた場合に、その中核的地区について指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発上、必要と認められる地域について指定する。

1
2

(2) 特別保護地区の指定計画

(第3表)

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(B)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所		8	箇所			1	2		3						0
	面積 (ha)		595	変動面積 (ha)			0	0		0						0
大規模生息地	箇所		1	箇所				1		1						0
	面積 (ha)		233	変動面積 (ha)				0		0						0
集団渡来地	箇所		0	箇所												0
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												0
集団繁殖地	箇所		1	箇所												0
	面積 (ha)		366	変動面積 (ha)												0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所												0
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												0
生息地回廊	箇所		0	箇所												0
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												0
身近な鳥獣生息地	箇所		4	箇所			1			1						0
	面積 (ha)		203	変動面積 (ha)			0			0						0
計	箇所		14	箇所			2	3		5						0
	面積 (ha)		1,397	変動面積 (ha)			0	0		0						0

3

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E **箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(D)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(E)			
					0			1	2		3	0	8	
					0			0	0		0	0	595	
					0				1		1	0	1	
					0				0		0	0	233	
					0							0	0	
					0							0	0	
					0							0	0	
					0							0	1	
					0							0	366	
					0							0	0	
					0							0	0	
					0							0	0	
					0							0	0	
					0			1			1	0	4	
					0			0			0	0	203	
					0			2	3		5	0	14	
					0			0	0		0	0	1,397	

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
				(ha)	(ha)	(ha)			
令和11年度	森林鳥獣	希望が丘	再指定	95		95	令和11年11月 1日から		
	生息地	鳥獣保護区					令和21年10月31日まで		
	身近な鳥獣	湖南省三雲	再指定	100		100	令和11年11月 1日から		
	生息地	鳥獣保護区					令和21年10月31日まで		
計		2箇所		195		195			
令和12年度	森林鳥獣	杳掛	再指定	51		51	令和12年11月 1日から		
	生息地	鳥獣保護区					令和22年10月31日まで		
	森林鳥獣	鹿ヶ瀬・黒谷	再指定	107		107	令和12年11月 1日から		
	生息地	鳥獣保護区					令和22年10月31日まで		
	大規模	鈴鹿国定公園	再指定	233		233	令和12年11月 1日から		
	生息地	鳥獣保護区					令和22年10月31日まで		
計		3箇所		391		391			

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を考慮しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に次の事項に留意して指定する。

- ・指定期間は、3 か年以内とする。
- ・狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保する。
- ・農林水産業関係者、住民等の理解を得る。

- 1 (2) 休猟区の指定計画
- 2 現在は該当地がない。
- 3
- 4 (3) 特例休猟区の指定計画
- 5 現在は該当地がない。
- 6

7 **4 鳥獣保護区の整備等**

- 8 (1) 方針
- 9 保護区域を明確にするために必要な標識類の設置、鳥獣巡視員等による定期的な巡視、管理のための調査を行う等、鳥獣保護区の適正な管理に努める。
- 10
- 11 (2) 整備計画
- 12 ア 管理施設の設置
- 13 標識類については、必要に応じ、維持管理を行う。
- 14 イ 調査、巡視等の計画

(第5表)

区分		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
鳥獣巡視員等 による巡視	箇所数	45箇所	45箇所	45箇所	45箇所	45箇所
	人数	59人	59人	59人	59人	59人
管理のための調査の実施		鳥獣巡視員等による巡視、違法捕獲等の取締り補助				

1 **第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項**

2 **1 鳥獣の人工増殖**

3 (1) 方針

4 遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖については、その効果と影響を勘案して、慎重な対応を行う。

5

6 (2) 人工増殖計画

7 人工増殖の計画はない。

8

9 **2 放鳥獣等**

10 (1) 方針

11 県は放鳥獣は行わない。

12

13 (2) 放鳥計画および種鳥の入手計画

14 県としての放鳥計画はない。

15

16 (3) 放獣計画

17 生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、放獣は行わない。

18

1 第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 1 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定にあたっての共通事項

3 捕獲許可にあたっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に
4 関する共通事項は、次のとおりとする。

5 (1) 許可しない場合の基本的考え方

6 ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

7 イ 捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、または、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の
8 保護または生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

9 ウ 第二種特定鳥獣管理計画または特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれのある場合

10 エ 捕獲等または採取等に際し、住民の安全の確保または社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼ
11 すおそれのある場合

12 なお、鳥獣保護管理法においては、個人または法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する
13 認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等または採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以
14 下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大
15 な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。
16

17 (2) 許可にあたっての条件の考え方

18 捕獲等または採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類および数の限定、捕獲物の処理の方法、
19 捕獲等または採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮および適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法な
20 らびに猟具の所有等について付す。

21 特に、住居と隣接した地域における捕獲等を許可する場合には、猟具による事故を防止し住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

22 また、第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく保護または管理のために必要がある場合においては、
23 捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。
24

25 (3) わなの使用にあたっての許可基準

26 ア わなの構造に関する基準

27 わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシおよびニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

認めない。ただし、学術研究又は希少鳥獣の保全・救護等の特定の目的において、個体への損傷の程度、錯誤捕獲を防止するための措置等に基づき、当該猟具を使用することがやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。

3) 箱わなを使用した方法での許可申請の場合

ツキノワグマの出没が予想される地域において、イノシシ等の捕獲用のおりを設置するに当たっては、原則、誤ってクマが入った場合逃げられる構造のもの（天井部に直径30センチメートル以上の脱出口を設ける）を使用すること。

イ 標識の装着に関する考え方

鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る許可の考え方

地域における生息数が少ないなど、保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかる捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥または希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可にあたっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用する、または捕獲個体の搬出を徹底する。また、捕獲に当たっては、非鉛弾への切り替えを促進・支援する取組に努める。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。

2－1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合、この限りでない。

ア 研究の目的および内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会または学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者またはこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類または数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類または数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 鳥獣保護管理法第12条第1項または第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷または損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣するべきではないと認められる場合は、この限りではない。

キ 捕獲等または採取後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグまたは標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政担当職員または国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わなまたは手網。

カ 捕獲等または採取等後の措置

足輪を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が達成されるよう行われるものとする。

1 ア 許可対象者

2 国または地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣巡視員その他特に必要と
3 認められる者。

4 イ 鳥獣の種類・数

5 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥
6 獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

7 ウ 期間

8 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画
9 の内容を踏まえ適切に対応すること。

10 エ 区域

11 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

12 オ 方法

13 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

14
15 (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

16 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

17 ア 許可対象者

18 国または地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣巡視員その他特に必要
19 と認められる者。

20 イ 鳥獣の種類・数

21 必要と認められる種類および数（羽、頭、個）。

22 ウ 期間

23 1年以内。

24 エ 区域

25 申請者の職務上必要な区域。

26 オ 方法

27 禁止猟法は認めない。

1 (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

2 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 ア 許可対象者

4 国または地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣巡視員その他特に必要
5 と認められる者。

6 イ 鳥獣の種類・数

7 必要と認められる種類および数（羽、頭、個）。

8 ウ 期間

9 1年以内。

10 エ 区域

11 必要と認められる区域。

12 オ 方法

13 禁止猟法は認めない。

14
15 **2－3 鳥獣の管理を目的とする場合**

16 (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

17 ア 許可対象者

18 1) 地方公共団体および地方公共団体から当該事務を受託した者。

19 2) 従事者は、原則として、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟免許または第二種銃猟免許
20 を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者であること。

21 3) 被害等の発生状況に応じて、共同または単独による捕獲等または採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

22 イ 鳥獣の種類・数

23 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

24 ウ 期間

25 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画
26 の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等または採取等の対象鳥獣以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

27 エ 区域

28 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

1 オ 方法

2 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃す危険性があるため、原則として大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃

3 がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

4 また、鳥獣の捕獲等にあたっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないように努める。

5

6 カ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした許可基準一覧

7 滋賀県における第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした、許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表のとおりとする。

(第6表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	日数	1人当たり捕獲等 羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
知事	カワウ	一般的猟法	計画達成のため必要かつ適切な区域	通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がカワウ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと	地方公共団体および地方公共団体から当該事務を受託した者		
	ニホンジカ			通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと			
	イノシシ			通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がイノシシ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと			
	ニホンザル			通年	必要最小限	制限なし 総捕獲数がニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと		実施計画の作成は、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に定める要件を満たしていること	

1 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的

2 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準は以下の通りとする。なお、この
3 許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（予察）についても許可する基準とする。

4 ア ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準

5 1) 許可対象者

6 原則として、被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行うものを含む。）とし、銃
7 器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟または第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外
8 の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のaからdに掲げる場
9 合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてとすることができる。

10 a 小型の箱わなもしくはつき網を用いてまたは手捕りにより、小型の鳥獣（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ド
11 バト等）を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

12 ①住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合であって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に、「6）
13 捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

14 ②農業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合で
15 あって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6）捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

16 b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラスおよびドバト等の雛を捕獲等する場合または卵の採取等をする場合であっ
17 て、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6）捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

18 c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合であって、許可を
19 受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6）捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

20 d 法人に対する許可であって、以下の4つの条件を全て満たす場合

21 ①従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

22 ②当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

23 ③当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

24 ④当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

25 2) 鳥獣の種類・数

26 現に被害等を生じさせ、またはそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等すること
27 が困難である、または、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

28 捕獲等または採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。

3) 期間

原則として1年以内とし、被害が生じている時期または被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる必要最小限の期間とする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

4) 区域

被害等の発生状況およびその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、鳥獣種ごとに必要かつ適切な必要最小限の範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区または休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の装弾は使用しないよう努める。

6) 捕獲後の処置について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第40条第1項および動物の殺処分に関する指針（平成7年総理府告示第40号）に照らして適切な処置が可能と認められる場合に限る。また、在来種を錯誤捕獲した場合は、個体を傷つけることなく速やかな放鳥獣を行うことを原則とする。

7) その他

a 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的または緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

b 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができない、または被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

c 被害がまれであるまたは従来への許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、または従来への許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣および指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

d 狩猟期間中およびその前後における取り扱い

狩猟期間中およびその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

e 感染症流行時の取り扱い

感染症流行時には捕獲行為が感染症等をまん延させることもあるため、感染症等の状況を勘案して、捕獲する鳥獣の種類、期間および区域を限定して許可しないことができる。

イ ツキノワグマの捕獲許可基準

ツキノワグマの捕獲許可については、人身、生活環境、果樹、養蜂または植林木が被害または被害のおそれのある対象となる場合のみ、許可をする。

1) 許可対象者

被害または被害のおそれのある対象が人身、生活環境、果樹または養蜂の場合、許可対象者は市町とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合、許可対象者は被害等を受けた者から依頼された鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人とする。なお、それぞれ許可にあたっては、従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

2) 鳥獣の種類・数

捕獲等の数は必要最小限度とする。

3) 期間

被害または被害のおそれのある対象が人身、生活環境、果樹または養蜂の場合は、2週間以内とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は、原則として5月から7月のうち3か月以内とする。

4) 区域

被害または被害のおそれのある対象が人身、生活環境、果樹または養蜂の場合は、被害が現に生じているあるいは生じるおそれがある集落（家屋、農地、生活道路を含む区域をいう。）内または当該集落から500メートル以内とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は、対象林分内または同林分に最も近い区域とし、かつ以下のaからcの条件を全て満たしている区域とする。

a 被害が発生している見込まれる区域が0.1ha以上のまとまりのある、おおむね3齢級以上の人工林であること。

b 植林木の1割以上に、1年以内と思われるクマ剥ぎ被害が発生していること。

c テープ巻等の防除を試みたにもかかわらず被害を防止できない人工林、または実際に森林管理がされているにもかかわらず防除の実施が困難な人工林であること。

5) 方法

ハシブトガラス ハシボソガラス	農産物、 生活環境	←												→	県内の山麓、平地一帯
カワラバト (ドバト)	農産物、 生活環境	←												→	県内の平地一帯
スズメ	農産物、 生活環境	←												→	県内の平地一帯
ツキノワグマ	人身、生活環 境、果樹、養蜂	←												→	東近江、湖東、湖北、湖西の 山間部およびその近辺
	植林木		←			→									
カワウ	水産物、 生活環境	←												→	琵琶湖、県内の主要河川の採 食地および竹生島、葛籠尾崎、 伊崎半島等のコロニー・ねぐ ら周辺
ダイサギ アオサギ	農産物、 水産物、 生活環境	←												→	琵琶湖および県内の主要河 川、平地の水田
ムクドリ	農産物、 生活環境	←												→	畑作地域、市街地
オオバン	農産物	←												→	畑作地域

カルガモ マガモ	農産物	←								→					平地の水田
-------------	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	-------

※太線は、被害甚大時期

エ 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした許可基準一覧

滋賀県における鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした、許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表（第8表）のとおりとする。

（第8表）

許可 権者	鳥獣名	許可基準							被害対象	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲 等羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	ニホンザル	一般的猟法	被害防止のた めに必要最小 限の区域	被害時期	原則1年以 内とし、安 全かつ効果 的に捕獲で きる必要最 小限の期間	ニホンザル 第二種特定 鳥獣管理計 画に準ずる	被害等を受けた 者または被害等 を受けた者から 依頼された者。た だし、(2)ア1)の 各要件に準じて いること。		農産物、 林産物、 生活環境	管理の目的での捕 獲は、滋賀県ニホ ンザル第二種特定 鳥獣管理計画に基 づく数の調整とし ての捕獲を原則と する。
	ニホンジカ	一般的猟法				必要な数			農産物、 果樹、 森林植生	管理の目的での捕 獲は、滋賀県ニホ ンジカ第二種特定 鳥獣管理計画に基 づく数の調整とし ての捕獲を原則と する。

市町長	イノシシ	一般的猟法				必要な数			農産物、 林産物、 生活環境	管理の目的での捕獲は、滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。		
	アライグマ ハクビシン	一般的猟法				通年			制限なし		農産物、 生活環境	許可権者は市町によっては知事の場合もある。
	ハシブトガラス、ハシボソガラス	一般的猟法				被害時期			必要な数		農産物、 生活環境	
	カワラバト（ドバト）	一般的猟法							必要な数		農産物、 生活環境	
	スズメ	一般的猟法							必要な数		農産物、 生活環境	
知事	ツキノワグマ	原則ドラム缶式おり、緊急性の高い場合・止めさしの場合に限り銃器、麻酔銃	集落内または集落から500m以内 （「集落」とは、家屋、農地、生活道路を含む区域をいう）	クマが集落内で目撃された場合、または一週間程度内に複数回、同一の集落から500m以内において目撃された場合	2週間以内	必要最小限度	市町	移動放獣または殺処分とし、被害または被害のおそれの緊急性に応じて判断する。	人身、生活環境、果樹、養蜂	ツキノワグマの捕獲については、特定計画に基づき計画的に行うものとする。		
		箱わな、止めさしの場合に限り銃器	被害防止対象林分内または同林分に最も近い場所	原則として5～7月	原則3か月以内	必要最小限度		被害等を受けた者から依頼された鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人	被害甚大区域に限る		植林木	

知事	カワウ	一般的猟法	被害防止のために必要最小限の区域	被害時期	原則１年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる必要最小限の期間	必要な数	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、(2)アの各要件に準じていること。		水産物、生活環境	管理の目的での捕獲は、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。
	ダイサギ、アオサギ								農産物、水産物、生活環境	
	ムクドリ								農産物、生活環境	
	オオバン								農産物	
	カルガモ マガモ								農産物	
	アライグマ・ハクビシン以外の外来獣	一般的猟法	必要最小限の区域	通年	被害時期	制限なし	卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。	農産物、生活環境		
	ハシブトガラス、ハシボソガラスおよびカワラバト(ドバト)の卵	一般的猟法		必要な数		農作物、生活環境				
	上記以外の鳥獣および鳥類の卵（環境大臣の権限に係るものを除く）	一般的猟法		必要な数		鳥類の卵の場合は同上。				

2－4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類および数（羽、頭、個）。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者（県内に住所を有する者に限る。）またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わなまたは手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

ア 許可対象者

鵜飼漁業者またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

ウミウまたはカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。

ウ 期間

6 か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為の関係者またはこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲または採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、矢を用いる場合であって、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がないと認められる場合は、この限りでない。

1 (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

2 捕獲等または採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための
3 個体の追跡の目的で行う捕獲等または採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等につい
4 ては、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。また、公益上の目的で山林内の施設の点検、整備等への同行及びそれに伴う鳥獣の捕獲についてもそ
5 の目的や必要性を十分踏まえた上で判断する

6
7 **3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項**

8
9 **3－1 捕獲許可した者への指導**

10 (1) 捕獲物または採取物の処理等

11 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に
12 影響を与えないような適切な方法で埋設等することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

13 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。
14 被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

15 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマおよびニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入され
16 たりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。捕獲個体を致死
17 させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

18 錯誤捕獲した個体は原則として所有および活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合
19 には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条
20 第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者等に対して十分周知を図る。

21 錯誤捕獲された外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲さ
22 れる可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

23
24 (2) 従事者の指揮監督

25 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十
26 分に指導する。

1 (3) 危険の予防

2 捕獲等または採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知
3 を図る。

4
5 (4) 錯誤捕獲の防止

6 日頃からわなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやニホンカモシカの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を
7 踏まえつつ、ツキノワグマやニホンカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、個数、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて
8 検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。特にツキノワグマは錯誤捕獲が生じると、個体の取扱が危険であるなどその対応に多大な労力を要することな
9 どから、錯誤捕獲の防止に努める。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築およ
10 び放獣場所の確保を求めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。県は、事業実施者における放獣体制の構築等が行われていない場合
11 に備え、放獣体制の整備に努める。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

12
13 3-2 許可権限の市町長への委譲

14 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）または鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
15 措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づいて、滋賀県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町や種を限
16 定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

17
18 3-3 鳥類の飼養登録

19 鳥類の違法な飼養を防止するため以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- 20 (1) 登録票の更新は、飼養個体と登録票（鳥に装着するもの）を照合し確認した上で行うこと。
- 21 (2) 平成元年度の登録票（登録票および足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等によ
22 り高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- 23 (3) 登録票（鳥に装着するもの）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみにつ
24 いて再交付を行う。
- 25 (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養を
26 する等、不正な飼養が行われないようにすること。

27 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3－4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のアおよびイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項または規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲または捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地および販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

3－5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類および量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、特定猟具使用禁止区域の指定にあたっては、各市町により地域住民や狩猟団体等と調整を行った上で、県に指定に関する申請を行い、県が各市町の要望に基づき区域の指定（再指定）および告示を行うものとする。

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所および衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(2) 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内および墓地）

(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地およびその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

1
2
3
4
5
6
7

(4) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第9表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(B)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防 するための区域	箇所	140	箇 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 (ha)	23, 223	変動面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	1	箇 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 (ha)	10	変動面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特 定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△) *1	計画終了時の特定猟具使用 禁止区域*2
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(D)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計(E)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23, 223
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10

*1 箇所数については、(B)－(E)。面積については、(B)＋(C)－(D)－(E)。
*2 箇所数については、(A)＋(B)－(E)。面積については、(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)。

1
2

23
24
25
26
27
28

(5) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（銃器）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
令和9年度	竜王町	竜王町南西部	945	10	再指定
	東近江市	八日市布引	176	10	再指定
	大津市	南郷	200	10	再指定
	彦根市	彦根市八坂	564	10	再指定
	東近江市	クレフィール湖東	31	10	再指定
	大津市	近江舞子	46	8	再指定
	大津市	南浜今宿	54	10	再指定
	彦根市	彦根市鳥居本	124	10	再指定
	長浜市	余呉町柳ヶ瀬	213	10	再指定
計		9箇所	2,353		
令和10年度	竜王町	竜王町山之上	331	10	再指定
	野洲市	野洲市近江富士団地	245	10	再指定
	近江八幡市・竜王町	近江八幡市新巻町・竜王町川守・岩井	129	10	再指定
	近江八幡市	白鳥川日吉野	8	10	再指定
	東近江市・竜王町	東近江市長峰地区	365	10	再指定
	守山市	野洲川中洲	60	8	再指定
	野洲市	野洲市野洲川	35	10	再指定
計		7箇所	1,173		

令和11年度	湖南市	湖南市中央	2100	10	再指定 ¹
	竜王町	竜王町北西部	579	10	再指定 ²
	米原市	奥伊吹	388	10	再指定 ³
	東近江市	河辺いきものの森	18	10	再指定 ⁴
	甲賀市	上朝宮	166	10	再指定 ⁵
	甲賀市	紫香楽ハイランド	457	10	再指定 ⁶
	甲賀市	土山南部	1,307	10	再指定 ⁷
	長浜市	ウッディパル余呉	26	10	再指定 ⁸
	竜王町	山之上新池	5	10	再指定 ⁹
	野洲市	希望が丘	130	10	再指定 ¹⁰
	愛荘町	愛荘町愛知川	72	10	再指定 ¹¹
	近江八幡市・野洲市	日野川野村	28	10	再指定 ¹²
計		12箇所	5,276		
令和12年度	東近江市	永源寺	121	10	再指定 ¹³
	日野町	日野町	1084	10	再指定 ¹⁴
	高島市	くつきの森	156	10	再指定 ¹⁵
	近江八幡市	日野川内古川	18	10	再指定 ¹⁶
	近江八幡市	近江八幡市津田	23	10	再指定 ¹⁷
	東近江市	愛郷の森	165	10	再指定 ¹⁸
	甲賀市	甲賀町大原上田	270	10	再指定 ¹⁹
	甲賀市	甲賀町余野	71	10	再指定 ²⁰
	栗東市	栗東市野洲川	70	10	再指定 ²¹
	栗東市	上鈎池	8	10	再指定 ²²
	長浜市	虎姫駅西地域	41	10	再指定 ²³
	米原市	米原市上野・弥高	33	10	再指定 ²⁴
	近江八幡市	白鳥川土田	10	10	再指定 ²⁵
	高島市	田中平町	7	10	再指定 ²⁶
	長浜市	長浜市細江町	5	10	再指定 ²⁷
	野洲市	野洲市野洲川北流跡地	16	10	再指定 ²⁸
	栗東市	栗東市東部	319	10	再指定 ²⁹
	東近江市	岡野調整池	34	10	再指定 ³⁰
計		18箇所	2,451		

令和13年度	長浜市	長浜市国友町	18	10	再指定 ¹
	高島市	高島市勝野	25	10	再指定 ²
	彦根市	彦根市松原	165	10	再指定 ³
	大津市	大津瀬田南部	203	10	再指定 ⁴
	日野町	鎌掛・正法寺山	23	10	再指定 ⁵
	大津市	大津市北比良	30	10	再指定 ⁶
	甲賀市	甲賀高野	139	10	再指定 ⁷
	彦根市・豊郷町・愛荘町	宇曽川	190	10	再指定 ⁸
	日野町	日野町北山	1208	10	再指定 ⁹
	彦根市	彦根市甘呂・日夏	94	10	再指定 ¹⁰
	東近江市	鋳物師	9	10	再指定 ¹¹
	日野町	ダイフク・湖南サンライズ	592	10	再指定 ¹²
	日野町	中之郷	191	10	再指定 ¹³
計		13箇所	2,887		

13

2 特定猟具使用制限区域

現在のところ該当地がない。

3 猟区

本県の猟区は日野町により管理運営されており、その面積は1,003ha である。入猟者の実績（令和7年度）は年間85人であり、捕獲鳥獣数は年間10頭程度である。当計画期間においては、新規設定の予定はなく期間満了となる1地区（日野町）について再設定される予定であり、適正な管理運営が図られるよう指導していく。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、もしくは水鳥または希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛汚染が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

本県において、旧法の規定に基づく「湖北町野田沼鉛散弾規制地域（鉛散弾による水鳥の中毒事故防止、32ha、無期限）」を1か所指定しているが、関係機関等との調整を図り、指定猟法禁止区域への移行を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、または指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類および数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

1 第六 特定計画の作成に関する事項

3 1 計画作成の目的

4 計画は、科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

6 2 対象鳥獣の単位

7 計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。ただし、同一計画の中で複数の地域個体群についてそれぞれ作成することも可能とする。

8 (1) 第一種特定鳥獣保護計画

9 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少または生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅
10 のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な
11 維持および保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、またはその生息数の水準および
12 その生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

14 (2) 第二種特定鳥獣管理計画

15 第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加または生息地の範囲の拡大により、顕著な農林
16 水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全また
17 は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少さ
18 せ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

19 第二種特定計画においては、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の関係者の合意の上に保護または管理の目標を設定し、これに基づき個体群管理・
20 生息環境の整備・被害防除対策等を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる
21 安定的な保護と鳥獣の効果的な被害対策の両立を図り、人と鳥獣との共生し得る社会の構築に資するものとする。

23 3 関係都道府県との連携に関する考え方

24 特定計画の対象とする地域個体群が、本県の県境を越えて分布する場合は、特定計画の策定および実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携し
25 て保護または管理を進めることのできるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

1
2
3

4 計画策定年度等

(第11表)

計画策定年度 (予定)	対象鳥獣の種類	計画策定の目的	計画の期間（現行）	対象区域
令和9年度	ツキノワグマ	科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。	第4次（第一種） 令和5年4月～令和10年3月	県下全域
令和13年度	ニホンジカ	同上	第5次（第二種） 令和9年4月～令和14年3月	県下全域
令和10年度	ニホンザル	同上	第5次（第二種） 令和6年4月～令和11年3月	県下全域
令和9年度	カワウ	同上	第4次（第二種） 令和5年4月～令和10年3月	県下全域
令和13年度	イノシシ	同上	第4次（第二種） 令和9年4月～令和14年3月	県下全域

4

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、あらかじめ当該特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法および実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

6 実施計画の作成に関する考え方

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、特定計画に沿って事業を実行する取組を、年度別実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は市町とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合が取れたものであるかを確認し、相乗効果が発揮されるよう調整を行う。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

1 計画的な管理施策

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、捕獲等、生息環境管理、被害防除対策等について、長期的視点に立ち計画的な管理に努める。

(1) 捕獲等

特定計画との整合を図ったうえで必要に応じ、人の日常生活圏に出没しないよう、山野において長期的視点に立った捕獲等に努める。

(2) 生息環境管理

危険鳥獣の人の日常生活圏へ侵入を防止するためには、危険鳥獣の捕獲だけでなく、危険鳥獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境を整備していく必要がある。森林・農地・河川等の管理部局や市町の連携により、具体的には集落周辺の森林や耕作放棄地等において藪の刈り払いを行うとともに、河川敷などの市街地等への侵入ルートとなりうる緑地帯などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行うよう努める。

また、ツキノワグマについては、良好な生息環境の保全を図るコア生息地となる奥山や人間活動とツキノワグマの生息の両立を図る緩衝地帯となる里山等において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導、病虫害被害の防除等を行うことで、採餌環境を改善し人の日常生活圏に依存する個体を防ぐように努める。

(3) 被害防除対策

危険鳥獣の被害防除対策として、集落周辺における誘引物の除去や威嚇音等による追い払い、防護柵設置の検討等の普及啓発に努め、人の日常生活圏への出没を抑制する。

2 適切な情報発信

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、関係機関、地域住民等の理解と協力が必要である。このため、危険鳥獣に関する正しい知識や人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な対策等について、適切に情報発信を行う。

ツキノワグマについては、出沒予測を継続して実施するとともに、過去の出沒事例から出沒危険個所をあらかじめ抽出し、平時からの生息環境管理や被害防除対策の予防的な措置に活用する。

イノシシについては、被害を予防する観点から、モニタリング等により出沒の兆候を把握し、出沒を抑制するように努める。

1 第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

2 1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

3 (1) 鳥獣生息分布調査

4 県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。保護および管理を図る上で、
5 特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

6 (第12表)

調査名	対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥類生息環境調査	鳥類64種 獣類5種	令和9年度 ～令和13年度	・ルートセンサス(調査地域内に設定した調査ルート を歩きながら対象鳥獣の姿・鳴き声等を記録する調査) による調査	鳥獣保護区更新 等予定箇所	5月～翌年3月
特定計画モニタリング調査	ニホンザル	令和9年度 ～令和13年度	・個体数および行動域調査	県内全域	5月～翌年3月
	ニホンジカ	令和9年度 ～令和13年度	・生息密度調査 ・捕獲個体調査	県内全域	10月～翌年3月
	イノシシ	令和9年度 ～令和13年度	・生息密度調査	県内全域	10月～翌年3月

	ツキノワグマ	令和9年度 ～令和13年度	・生息密度調査	県内全域	5月～翌年3月
カワウ生息動向調査	カワウ	令和9年度 ～令和13年度	・生息数についての定点調査 ・飛来数についての定点調査等 ・カワウの行動域についての標識調査	県内全域	3月～12月

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

琵琶湖および県内湖沼におけるガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、種別の生息数を調査する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	調査時期
県内湖沼	令和9年度～令和13年度	定点調査	1月中旬
琵琶湖	令和9年度～令和13年度	定点調査	10月～翌年3月

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況および生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟等による捕獲の結果（捕獲場所や捕獲数のほか、目撃効率（SPUE）、捕獲効率（CPUE）、雌雄の別、幼獣・成獣の別等）を個体数推定の基礎情報として活用する。

(第14表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
狩猟鳥獣	令和9年度～ 令和13年度	狩猟者からの捕獲状況報告の収集、現地調査	狩猟者団体の協力を得て実施

2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定および管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査にあたっては、その内容を検討・決定し、専門家、鳥獣巡視員等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲および指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ、捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別および目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数および目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲に関する情報収集についても、錯誤捕獲を防止し、安全かつ確実な捕獲技術の開発を進めていく上で不可欠なものであり、捕獲効率の向上および捕獲意欲の低下防止などの効果が期待される。そのため、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況および捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討したうえで、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

県は、鳥獣保護管理法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟具やICT等を活用した捕獲技術の開発・普及および、錯誤捕獲が少なくかつ効率的に捕獲できるくくりわなや箱わなの改良等を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発およびそのリスク評価を進め、普及に努める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

1 (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及
2 生活環境、農林水産業または生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ドローンやICT等の新たな技術も活用しながら、被
3 害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管
4 理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

5
6 (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及
7 捕獲した個体の食肉への活用をはじめとする有効活用や効率的な処分に関する取り組みを進め、普及に努める。
8

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣の保護および管理を進める行政機関

(1) 基本的な考え方

鳥獣の保護および管理を進める県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護もしくは管理または狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 設置計画

(第15表)

区分	現況			備考
	専任	兼任	計	
本庁（琵琶湖環境部）				・企画、予算・決算等の総括 ・各種計画および調査の立案 ・県外者の狩猟者登録
生物多様性保全課	0	5	5	
鳥獣対策室	0	3	3	
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	
出先（地方行政機関）（以下「森林整備事務所等」という）				・所轄管内の指導監督 ・県内者の狩猟者登録 ・鳥獣保護管理法第9条第1項の捕獲等許可 ・傷病鳥獣の救護
西部・南部森林整備事務所		1	1	
西部・南部森林整備事務所高島支所		1	1	
甲賀森林整備事務所		1	1	
中部森林整備事務所		1	1	
湖北森林整備事務所		1	1	
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	
	0	13	13	

(3) 研修計画

(第16表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	国	5月	1		1	環境省主催の研修への参加	対象は県本庁職員
鳥獣保護制度研修	県	4・10月	2	全県	6	鳥獣保護の現状対策の研修	対象は森林整備事務所等職員

2 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材

鳥獣の保護および管理の現場を支える人材として、狩猟者を始めとした捕獲の担い手とともに、生息環境管理や被害防除対策の担い手や、各種対策を担う関係者との調整等を行う人材も必要である。以下の役割を担う人材の確保により、総合的な鳥獣保護管理事業が自律的かつ持続的に可能となる実施体制の構築推進に努める。

なお、「クマ被害対策パッケージ」及び「クマ被害対策ロードマップ」で用いられる「ガバメントハンター」という用語は、鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材のうち公務員として雇用する人材である。公務員として雇用する場合、可能な限り以下(1)～(3)の役割を総合的に担える人材の雇用に努める。また、公務員として雇用する場合には、正職員、任期付職員、非常勤職員など地域の実情を踏まえて雇用を行うこととなるが、継続的な雇用のために必要となる財源の確保に努める。

(1) 捕獲を担う人材

捕獲を担う人材は、鳥獣の捕獲等を自ら実施する。このため、実際に対象鳥獣の捕獲等を実施するための必要な知識や技能等を有することが求められる。具体的には、地方公共団体が行う鳥獣保護管理事業の趣旨を理解し、一定の捕獲経験に加え、従事する捕獲等の内容に応じて求められる捕獲技術や能力を持ち合わせており、奥山等の捕獲困難地における鳥獣の捕獲等に従事する場合には、十分な捕獲技術、捕獲困難地への移動能力を有していることが必要となる。

また、捕獲等に当たっては、安全の確保が不可欠であることから、法令、条例、地方公共団体の規則及び規程等に従って適切に業務を遂行する。地方公共団体の鳥獣行政担当職員以外の者にあつては、地方公共団体からの依頼内容に従い、捕獲等を実施する。

緊急銃猟に従事する場合には、法令に定める緊急銃猟を実施する者の要件を満たすものとする。その上で、人の日常生活圏での銃猟を行うに当たっては、山野での捕獲等に比べ、第三者への人身事故を起こすおそれや、捕獲従事者自身が負傷する事故のおそれ大きいことから、こうした事故を起こさないよう十分な経験及び安全管理能力を有するように努める。また、地方公共団体は、捕獲を担う人材が第三者の事故や自損事故を発生させた場合に備え、あらかじめ保険の加入等により賠償・補償できる体制を整えるよう努める。さらに、特に危険を伴う業務であることから、追加的な手当の支給を行うなど、業務の特殊性を考慮する必要がある。

(2) 生息環境管理、被害防除対策を担う人材

生息環境管理及び被害防除対策を担う人材は、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材と緊密な連携を図ることや、各種ガイドライン等を基に現場での状況に応じた対策を企画立案し、その実行に努める。

(3) 関係者との調整等を担う人材

関係者との調整等を担う人材は、鳥獣の保護及び管理の実施に必要な関係者間の合意形成や調整、鳥獣保護管理事業全体の企画立案、地域住民への説明等の実施に努める。

関係者の調整等を担う人材は、関係者の情報や意見等を踏まえ、協力関係を構築するとともに、地域の課題を適切に把握し、既存の枠組みにとらわれることなく、各地域の状況に応じた効果的な対応を提案し、実行に努める。また、関係団体との調整を行う他、地方公共団体が行う鳥獣保護管理事業や特定計画に沿った現場での対策の立案等を担当することが想定されることから、地域の実情に精通している他、当該地域の鳥獣の生息状況や保護管理等に関する知識や技術、経験を有しているものとする。

3 鳥獣巡視員

(1) 鳥獣巡視員の活動について

鳥獣巡視員の主な活動は、違法捕獲等の取締り補助、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣巡視員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、県の事務を補助するものであることから、必要な報酬は確保する。

また、共生条例に基づく希少野生動植物種調査監視指導員や被害防除推進員の行う活動と連携し、事務の効率的な運用に努めるものとする。

(2) 鳥獣巡視員の任命について

鳥獣巡視員は、鳥獣の保護および管理または狩猟制度についての知識、技術および経験を有し、鳥獣の保護および管理への熱意を有する者の中から、市町または狩猟団体等からの推薦により任命する。

(3) 鳥獣巡視員の総数について

県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。

(4) 設置計画

(第17表)

令和8年度末	年度計画				
人員	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
59 人	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人

(5) 年間活動計画

(第18表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区、休猟区の巡視等	←											→	必要に応じ実施 必要に応じ実施
狩猟者等の指導	←											→	
狩猟の取締り補助							←					→	
鳥獣保護および管理についての普及啓発	←											→	
鳥獣の調査に関する事項	←											→	
有害鳥獣捕獲等に係る調査	←											→	

(第19表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣巡視員研修会	県	10月	2	ブロック別		鳥獣保護管理法と適正な狩猟についての研修	

4 保護および管理の担い手の育成および配置

鳥獣の保護および管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護および管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保および育成を図られるよう研修等に努める。こうした取組については、中・長期的な視点に立った実施に努める。

(1) 人材の育成および配置

ア 県職員の育成および配置

鳥獣の保護および管理に関する部局に配置された県職員は、鳥獣保護管理法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施および事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する。また、県職員が2(1)、(2)、(3)の役割を担う場合には、研修を行う。

イ 鳥獣巡視員の育成および配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣巡視員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣巡視員の全員を対象とし、鳥獣巡視員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認および研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町職員の育成

県は、鳥獣の保護および管理に関する部局に配置された市町職員が、鳥獣保護管理法および鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施および事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。また、市町職員が2(1)、(2)、(3)の役割を担う場合には、県は、研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護および管理の担い手の育成

県および市町は、民間の保護および管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識および技術の向上を図る。

(2) 研修計画

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
市町鳥獣行政担当者研修	県	5・11月	2	全 県	19	野生鳥獣対策に係る研修	対 象 は 市 町 職 員

(3) 狩猟者の数の確保と育成

県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護および管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、技術の研鑽、向上のための取組を進める。また、狩猟免許の新規取得者数確保のため、狩猟免許の取得を希望する者が多い場合は、狩猟免許試験の受験機会の確保に努める。

(4) 中・長期的な視点に立った、人材の育成・配置

地方公共団体が、鳥獣保護管理事業の実施体制のうち、特に捕獲を担う人材、または、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする事業者等が必要な実施体制を整備するためには、中・長期的な見通しのもと、人材の育成・配置を進めていく必要があり、地方公共団体では安定的な財源の確保に努めていくことが重要となる。県は、持続可能な鳥獣保護管理事業の実施体制を県全域で確保するために必要な人材の育成・配置を市町と連携しながら進めるよう努める。

(5) 雇用管理上の措置

地方公共団体の鳥獣行政担当職員の業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた言動が地方公共団体に寄せられることにより、当該職員の就業環境を害する場合については、毅然とした態度で対応するとともに、必要に応じて職員を保護する旨の方針を組織内で明確化し、事前に職員に周知・啓発しておくこと等で、担当職員をそのような言動から守るよう努める。

1 **5 鳥獣保護管理センター機能の整備**

2 傷病野生鳥獣救護事業については、(公社)滋賀県獣医師会および県内救護団体と連携して応急治療（１次治療）および継続治療（２次治療）を実施して
3 おり、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護管理センター機能を有していることから、引き続き、現在の体制を継続する。

4
5 **6 取締り**

6 (1) 基本的な考え方

7 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して取締りを行う。特に狩猟にかかる違反行為については、迅速かつ適切に対処するため、県警察本部およ
8 び警察署等と事前に事例を想定した協議を行い、適切な対応について処分基準を整備する。

9 なお、取締りに際しての情報収集については、日頃から市町や鳥獣巡視員、民間団体等と連携を密にして積極的な収集に努める。

10 また、鳥獣巡視員による巡回パトロールを実施し、特に狩猟期間中においては、その取締りを強化する。

11
12 (2) 年間計画

13

事項	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
違法捕獲・違法飼養の取締	←											→	
違法な猟具の使用の取締	←											→	
捕獲禁止場所での捕獲の取締	←											→	
無免許・無登録狩猟の取締								←				→	
鳥獣加工業者の指導	←											→	

14
15 **7 必要な財源の確保**

16 鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を
17 図る。特に中・長期的な鳥獣保護管理事業の実施体制の確保に当たっては、継続して安定的な財源の確保に努める。指定管理鳥獣捕獲等事業については、
18 国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県では、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会への目標として「琵琶湖版SDGs」である「マザーレイクゴールズ(MLGs)」が策定され、施策・事業の展開において、森・川・里・湖に連なる流域全体を視野に入れ、多様な主体の皆さんの自主的・自発的な取組との相乗効果のもとで進められている。

加えて、野生鳥獣を含む生物多様性の保全に関しては、国際的な動向を踏まえ、令和6年3月には「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定し、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、多様な主体による取組が進められている。

しかし、令和8年3月に発行した「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2025年版～」では県内で167種もの鳥獣種が絶滅の危機に瀕していることが明らかとなり、生息環境の悪化等が深刻な課題となっている。

このように個体数が減少し、絶滅のおそれがある鳥獣が存在する一方、一部の野生鳥獣種はその個体数を増加させ、農林水産業被害や生活環境、生態系へ深刻な被害を及ぼし、人との間にあつれきを生じさせている。

ニホンジカによる農作物被害は、有害鳥獣捕獲や防護柵の設置が進んだことにより大幅に減少し、近年は横ばいとなっている。一方、高標高域等では捕獲が困難なため、シカが滞留し、植生衰退や土砂流出が懸念されている。令和6年7月には伊吹山においてシカの食害による植生の衰退を一因とする土砂流出が発生し、山麓の集落に甚大な被害を及ぼした。このようなことから、今後、シカの生息密度の高い高標高域における効率的かつ効果的な捕獲を推進することが求められる。

カワウは近年、内陸部への分散化により、住宅地周辺において鳴き声や悪臭などによる生活環境被害が顕在化しているが、住宅地周辺では銃器による捕獲が困難な状況にあることから、今後、住宅地周辺での安全かつ効果的な銃器捕獲の実施が求められる。

ツキノワグマに関して、全国のクマによる人身被害は住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。このような中、令和7年9月には鳥獣保護管理法の改正により「緊急銃猟制度」が施行され、一定の条件を満たした状況下において、市町村長の権限で人の日常生活圏に出没したクマを銃器により駆除できることとなった。また、令和7年11月には「クマ被害対策パッケージ」が、令和8年3月には「クマ被害対策ロードマップ」がクマ被害対策等に関する関係閣僚会議においてそれぞれ決定され、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することで、人とクマのすみ分けの実現を目指すこととなった。本県においては、令和10年3月を終期とする「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）」に基づき、県内に生息するツキノワグマの適正な保護管理を行っているところであるが、次期計画の策定にあたっては、本県におけるツキノワグマの推定生息数や分布域の状況、クマ類に関する国の動向等を踏まえつつ、専門家等と議論していく必要がある。

こうした中、鳥獣の保護および管理に重要な役割を果たし、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、狩猟免許所持者であっても狩猟者登録を行わない者や狩猟免許の有効期間である3年が経過した後に、更新を行わない狩猟免許所持者も多く見られることから、狩猟免許の更新率を向上させ、潜在的な狩猟者を出猟に結び付けていくことが、新規の担い手確保とあわせて重要となっている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間または猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

野生鳥獣は法令上は誰のものでもない無主物であり、様々な恵みをもたらしてくれる県民の資産でもある。

野生の傷病鳥獣の救護は「野生鳥獣と人との付き合い方」が基となって実施されるものであることから、救護する際にはその付き合い方を踏まえ、慎重に実施する必要がある。野生鳥獣種はあくまで野生のものであり、愛玩動物とは異なることを認識しなければならない。

本県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方は、「自然の営みを尊重しつつ、個体数の減りすぎた種、増えすぎた種については保護管理という観点から個体に対して必要な対応を行う」という考え方であり、この考え方に基づき放野を目標として野生傷病鳥獣の救護を行う。

(2) 対象鳥獣種等の考え方

「(1)基本的な考え方」に基づき、以下の鳥獣については原則として救護の対象外とし、県民への普及啓発に努める。

1) 個体レベルでの保全が必要な種以外のもの

2) 外来鳥獣

3) ヒナおよび出生直後の幼獣

4) 治療、リハビリテーションまたは放野が著しく困難な鳥獣

傷病救護は、「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2025年版～」に記載されている絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種のような個体レベルでの保全が必要な種については、放野した後も自活できることを目標として救護を実施する。

一方で、狩猟鳥獣や第二種特定鳥獣管理計画で対象とされている種、外来鳥獣については、農林水産業被害や生活環境被害、生態系への被害等を勘案し、傷病救護は実施しない。

ヒナおよび出産直後の幼獣については、人間が接触・介入することで、結果的に親の子育てを阻害したり、ヒナや幼獣が自活していく機会を損失させること、生態系の営みに影響を与えうることもあることから傷病救護の対象としない。

また、傷病鳥獣救護は放野を目標として行うものであることから、放野が見込めない個体についても傷病救護を実施しない。

(3) 傷病鳥獣救護の体制について

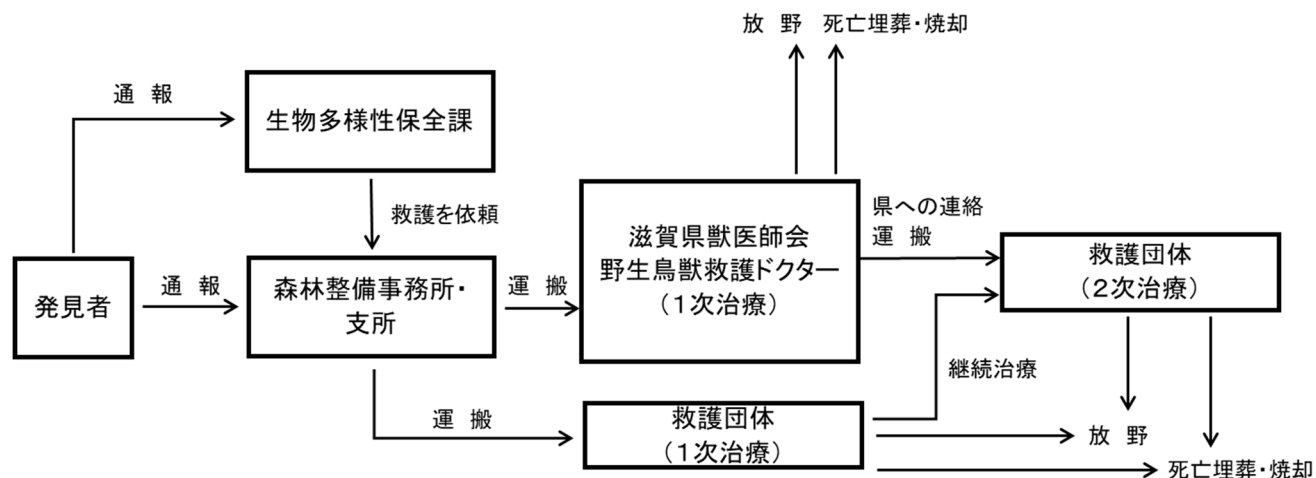
本県における傷病鳥獣救護は、昭和54年度に滋賀県野生動物ドクター設置要綱を定めて「野生動物ドクター制度」が発足したところから始まり、平成17年度には「滋賀県傷病野生鳥獣救護事業実施要綱」で定め、(公社)滋賀県獣医師会の協力のもと、野生鳥獣救護ドクターを指定してきた。引き続き、現在の体制を継続するものとする。

救護にあたっては、原則として県の森林整備事務所・支所が運搬等の対応を行うが、時間的な制約が生じるなど、様々な状況が考えられることから、県その他、通報者および通報者から依頼を受けた市町等の関係機関が、県の指定する野生鳥獣救護ドクターまたは県内救護団体へ運び入れることも可能とする。

なお、傷病鳥獣救護に際しては、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲許可が必要となることから、県の関係機関に連絡をした後、救護を実施する。

また、傷病鳥獣の放野のための2次治療およびリハビリテーションは県内救護団体と連携して引き続き実施する。

○傷病鳥獣救護体制（フローチャート）



(4) 鳥インフルエンザ流行時の傷病鳥獣救護について

これまでの傷病鳥獣救護を受けた個体の多くが鳥類であることに鑑み、鳥インフルエンザが流行し、環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ」に基づく対応レベルがレベル2でかつ国内発生している場合、またはレベル3の場合は、捕獲個体を移動させることによる高病原性鳥インフルエンザ拡大のリスク、受入先でのまん延のリスク等を懸念し、傷病鳥獣救護を実施しない。なお、対応レベルが変更された場合は、関係機関に通知することとし、県民への周知に努める。

1 (5) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

2 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離および検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握し、仮に感染のある場
3 合には、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の
4 規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

5 さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の
6 症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

7 なお、救護に関わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者等
8 に対し衛生管理等に関する啓発に努める。野生鳥獣の定期的なモニタリングが感染症対策に有効となることを勘案しながら、その機能をもつ体制の整備を
9 検討する。

10
11 4 感染症への対応

12 ワンヘルス・アプローチの観点で踏まえ、生物多様性の確保、人の生活や健康、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に
13 基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染
14 症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国および県内の関係機関との連絡体制を整備する。

15 鳥獣の関わる感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部
16 局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係市町、関係機関、関係団体等に加え、県民や関係者に対して適切な理解を促すなどの普及啓発
17 を行う。

18 (1) 高病原性鳥インフルエンザ

19 高病原性鳥インフルエンザは主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、ヒトを含む哺乳類への感染事例も報告されていることか
20 ら、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜
21 衛生部局や保健衛生部局、関係市町等と連携しつつ適切な対応に努める。

22 野鳥等の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥等の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥等サーベイランスを実施する人材の
23 育成・確保、ウイルスの感染動向の変化に適応した体制の整備に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥等との関わりや野鳥等との接し方等につ
24 いて、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

25
26 (2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

27 2018（平成 30）年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係省庁、周辺府県、関
28 係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進することにより、家畜衛生部局等による「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指

針（令和２年７月１日農林水産大臣公表。令和８年５月１９日一部変更。）」に基づく対策に協力し、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元（2019）年12月（令和２年３月更新）環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された食肉・肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止およびごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在国内での感染は確認されていないがアジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。このことから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時の対応体制の整備に努める。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」に基づき、鳥獣の保護および管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、マダニ等が媒介する感染症であるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。特に、生物多様性保全上のリスク評価を実施し、その結果に基づいて優先度を検討した上で、鳥獣病原体保有状況調査を実施することで、鳥獣の異常死または傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護および管理についての普及等

ア 基本的な考え方

鳥獣の保護および管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動や愛鳥モデル校での講演会や観察会を行う等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護および管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

イ 事業の年間計画

(第22表)

事業内容	実 施 時 期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
図書等貸付	←											→	
講演会・観察会の開催			←									→	
愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰				←			→						
愛鳥週間啓発、ポスター掲示		↔											

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第23表)

区 分/年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
愛鳥週間行啓発	ポスター募集、掲示 場所：森林整備事務所等	同左	同左	同左	同左
その他	市町等の探鳥会開催等 場所：各市町	同左	同左	同左	同左

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民等に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。特にツキノワグマについては、撮影などを目的とした過度な接近をすることや、以下のア～ウのいずれの場合であってもツキノワグマの警戒心を喪失させ、「問題個体化」を直接的に招く極めて危険な行為であるため、特に普及啓発に努めること。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

イ 観光事業者または観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大または伝播につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

エ 年間計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

(第24表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
注意喚起	←										→		ポスター掲示	一般県民
指導啓発	←										→		広報誌への掲載	

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるとともに狂犬病予防法に基づく犬の登録・予防注射の徹底および動物愛護管理法に基づく所有者等の責務を順守させる等、猟犬の管理について狩猟者等に注意を促す。

(4) 水鳥の観察施設等の整備

(第25表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の規模	施設の内容	利用の方針	利用人員
長浜市立 湖北野鳥センター	平成元年度	長浜市湖北町 今西	280 m ²	鉄骨2階建 1棟 水鳥公園 約 7ha	観察室、学習室、 事務室、その他	県の水鳥公園整備事業の一環として琵琶湖の水鳥の生態観察の場として町が建設したもの	年間 23,142人 (令和7年度実績)

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥思想の高揚および自然保護の重要性を体験学習するため、県立施設等の主催する教育の場への積極的な参加ができ、また学習活動ができる「愛鳥モデル校」を、市町および県教育委員会の協力を得て、毎年指定する。

イ 指定期間

5年間（令和14年3月31日まで）とする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

関係団体等の協力を得て、愛鳥講演会や観察会等を行うとともに、県立施設等からの鳥獣保護に係る図書やビデオ等の貸付を行う。

エ 指定計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

(第26表)

区分	令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			令和13年度		
	新設	既設	計	新設	既設	計	新設	既設	計	新設	既設	計	新設	既設	計
小学校		6	6		6	6		6	6		6	6		6	6
中学校		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
その他の学校等															

(6) 法令の普及の徹底

ア 基本的な考え方

鳥獣保護管理法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

また、鳥獣保護区や特定猟具禁止区域等の鳥獣保護行政および狩猟行政に関する情報について、より広く普及啓発を行うため、ウェブサイトを用いた情報発信を行う。

イ 年間計画

(第27表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護管理法について		↔					↔						市町担当説明会	市町鳥獣対策担当者
狩猟者マナーの向上					↔								県猟友会の講習会 パンフレット	県内狩猟免許所有者 関係機関等
標識の設置							↔						既存の標識の現地確認	—